

大治町公共施設LED照明借上事業 質問及び回答

番号	質問箇所	質問	回答
1	実施要領 2(4) ※ 2	「賃貸借期間満了後、発注者に無償譲渡されるものとする」と記載がございますが、受注者が負担する固定資産税は免除されるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領 2(4) ※ 2	債務負担行為の場合、契約が解除された場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。	契約解除の理由により、個別具体的に判断することとなります。
3	実施要領 5(3)	賃貸借契約について、以下ご教示ください。 ①事前に本件における賃貸借契約書雛形があれば、ご提示頂けませんでしょうか。 ②契約内容について、協議及び修正は可能でしょうか。	契約書については、優先交渉権者の決定後、協議により決定します。
4	実施要領 5(4)	工事期間について、今後、新型コロナ等の感染症や半導体不足等、大規模災害等の影響により、商品の遅延や工事遅延の可能性があります。協議したうえで、発注者の了解を得れば、工期遅延に伴う損害金等の費用が発生しないとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 天災や経済情勢の大幅な変動など、事業者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議します。
5	実施要領 6	本事業に係る連帯責任を負うものとする。とありますが、リース、調査設計、施工、その他部分の各役割分担を明確化し、各責任分野において法的に可能な範囲内で連帯して責任を負うことを目的とするとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要領 1 2(1)	電子データ（CD-ROM）の提出は、提案書として提出の全データとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	実施要領(4)表	設計段階・計画、建設段階／【物価の変動】について、昨今の物価高の状況を踏まえ、受注者側に責任はないと思いますが、いかがでしょうか。	受注者の責に帰せない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。
8	実施要領(4)表	設計段階・計画、建設段階／不可抗力：『天災等による設計変更・中止・延期』は、受注者側に責任は無いと考えますがいかがでしょうか。	受注者の責に帰せない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。
9	実施要領(4)表	設計段階・計画、建設段階／設計変更について、貴町と協議の上、承諾を頂いた場合は、受注者側に責任は無いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	様式第3号	業務実績調書に記載する金額は、リース契約やリース契約に調査設計業務が含まれている場合、リース期間総額を記載すればよいですか？	お見込みのとおりです。
11	様式第7号	③削減予定金額電気代及び⑥LED回収後電気代支出金額を積算する上で必要な、各施設の1日当たりの点灯時間、年間稼働日数を提示ください。また電力単価はいくらに設定すればよろしいでしょうか。	参加資格があると認められた応募者に個別で配布する「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表」（様式第9号）に、詳細を記載します。

12	仕様書 4 (2)及び 8 (2)	現場調査後及び工事期間中の対応について、下記ご教示頂けますでしょうか。 ①現場調査の結果及び工事期間中に、特注部材の発生、照明器具のW数、数量等が変更となった場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。 ②現場調査の結果及び工事期間中に、予定している物品の仕様に変更があった場合、協議し、双方合意した場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。	①②契約前に想定し得なかった状況が判明した場合、双方で協議の上、対応を決定することとします。
13	仕様書 4 (5)	軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施するものとありますが、軽微の判断基準はありますでしょうか。 記載の事項が発生した場合の判断は、協議の上、合意の場合は、本契約の作業範囲とし、受注者側の負担が大きいと判断になれば、変更の対象と考えても宜しいでしょうか。	協議の上、決定としますが、基本的には受注者側の負担と考えております。
14	仕様書 4 (16)	落札事業者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先へ委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託及び受託側双方が廃掃法の違反になります（廃掃法第12条及び14条）。既存物件の所有者が発注者である場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、発注者が排出事業者として、受注者若しくは発注者が認めた電気工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、受注者が費用を立替払いすると解釈しても宜しいでしょうか。 それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか。	建設業法における建設工事の元請事業者が排出事業者となります。関係法令を遵守し、適正に処分してください。
15	仕様書 4 (17)	石綿（アスベスト）含有に関する調査費及び調査結果に伴う対策費用が必要となった場合は、発注者のご負担で対策を講じると考えて宜しいでしょうか。	仕様書 4 (17)に記載のとおり実施してください。その他対策等が必要となった場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。
16	仕様書 6 (1)	今回は、既存照明を新規LED照明器具へ交換するものであり、既存設備等をそのまま流用した場合、LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保守等の費用負担は発注者との認識で宜しいでしょうか。	受注者の責に帰せない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。
17	仕様書 6 (2)	通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賄えないケースがあります。この場合は、修理交換費用の差額は、発注者の負担若しくは協議可能と考えて宜しいでしょうか。	修理交換費用の差額分を本町が負担することは想定していませんので、適切な動産総合保険に加入してください。
18	仕様書 6 (2)	原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というのは、リスクが大きいと考えます。この場合、発注者での費用負担や協議ができると理解して問題ないでしょうか。	受注者の責に帰せない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。

19	仕様書 6 (2)	<p>当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由（天災等）により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者にはない、という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>受注者の責に帰せない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。</p>
20	その他	<p>契約期間中に施設の統廃合等、発注者の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、発注者にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>